

議案第6号

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例

次のとおり鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年9月16日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 弥生時代の交易拠点としてにぎわった港湾集落跡であり、極めて良好な保存状態で多種多様な遺物が出土した青谷上寺地遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び地方教育

行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、鳥取県立青谷かみじち史跡公園（以下「史跡公園」という。）を鳥取市に設置する。

（施設）

第2条 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりする。

- （1） 遺跡から出土した重要文化財その他出土品（以下「重要文化財等」という。）の収蔵展示施設
- （2） ガイダンス施設（重要文化財等の調査及び研究のために必要な施設を含む。）
- （3） 屋外展示施設
- （4） 前3号に掲げるもののほか遺跡及び重要文化財等の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設

（所掌事務）

第3条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。

- （1） 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
- （2） 重要文化財等の収蔵展示に関すること。
- （3） 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
- （4） 史跡公園の関係職員その他関係者の研修に関すること。
- （5） 遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下同じ。）として行う

管理及び復旧に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(職員)

第4条 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 史跡公園の維持管理（知事が別に定めるものを除く。）に関する業務
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関する業務（知事が別に定めるものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に掲げる事務のうち知事が別に定めるもの

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第7条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申

請があったときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第5条に規定する業務の事業計画書の内容が、史跡公園の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 第5条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (3) 知事が行う事業に積極的に協力する者であること。
- (4) その他知事が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(利用時間及び利用休止日)

第8条 史跡公園の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 史跡公園の利用を休止する日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第9条 史跡公園の施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められ

るとき。

3 指定管理者は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用料金)

第10条 史跡公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(行為の制限等)

第12条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 史跡公園内において喫煙し、又は火を使用すること。
- (3) 指定管理者の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 土地の形質を変更すること。

- (6) 指定管理者の許可を受けずに物品を販売すること。
 - (7) 立入禁止区域内に立ち入ること。
 - (8) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
 - (9) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為
- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項第3号及び第6号の許可（以下「行為許可」という。）について、準用する。
- 3 指定管理者は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。
- 4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。
- (1) 管理団体が行う行為
 - (2) 文化財保護法第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けないでする行為
 - (3) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為
 - (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の環境大臣又は知事の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為
- (措置命令)

第13条 指定管理者は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第14条 指定管理者は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 利用許可若しくは行為許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 利用許可又は行為許可の条件に違反したとき。

(4) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為許可を受けたとき。

(5) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による指定及び第7条の規定による選定並びにこれらに關し必要な手続その他条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(最初の指定管理者の管理の期間)

3 第6条の規定にかかわらず、前項の規定によりこの条例の施行前に第5条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、この条例の施行の日から令和11年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。